平成20年
12月定例会
12月3日～18日

医師の特殊勤務手当増額を可決！

近隣の自治体病院並みの給与を確保

平成20年第11回定例会（12月定例会）は、12月3日に招集され、12月18日までの16日間の会期で開催されました。

本定例会では、24議案が可決成立しました。

市立病院の医師の給与を近隣の自治体病院並みに引き上げることで、特に不足している中堅層の医師確保につなげるための条例改正が可決されました。

向こう5年間、市の施設を管理する「指定管理者」も執行部案が可決されました。

条例

◆筑後市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

【全員賛成　原案可決】

近隣自治体病院は医師確保のため、待遇改善策を講じています。現在、市立病院は退職者の補充や、中堅層の医師の確保が難しい状況にあります。

今回の改正は医師免許取得後の年数に応じて段階的に決まっている現在の手当を全体的に見直すとともに、特に不足が目立つ中堅層に手厚くした内容となっています。

議案質疑においては「今回の改正により、中堅層の医師確保を確約できるのか」という点に多くの議員から質疑がありました。

執行部の答弁の要旨は「現在の医師の構成は27人中、14人が経験年数10年未満で、中堅の医師が足りない。今回の改正で近隣と同様の給与は確保できる。

全国の自治体病院の中では『中の中』の給与水準となる。近年、医師の多くが病院の医師より開業の道を選んでいるのが現実。医師自体は少なくないが、入局する医師が少ない。入局者より開業のために医局を辞めていく方が多くなっている。

市立病院は久留米大学病院の関連病院であり、大学の医局から医師を派遣してもらっている。

ここ10年、産婦人科に入局するのは年間で1～3人。産婦人科は言うに及ばず、小児科や呼吸器科も足りない。小児科は小児救急を実施しているため、日曜は月1日しか休めない。特にリスクの大きい産婦人科では『婦人科は診るが、産科は遠慮させてほしい』という実態だ。産科は24時間365日拘束になるので、2人体制でも厳しい。

現在の給与水準のままでは、どうしても中堅医師が来てくれる給与水準ではない。

今回の改正案を可決してもらえば条件整備はできるわけだから、医師確保のため、さらなる努力をする」というものでした。

なお、関連して、「現在行われている病院の経営形態を見直す検討委員会と、今回の改正案との関連はあるのか」との質疑にたいしては「関連はない」との答弁がありました。

◆筑後市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

【全員賛成　原案可決】

今年の6月議会において、県の制度への「上乗せ」について、議員から「さらなる上乗せの考えはないか」との質疑がありました。市長は「政策会議で検討する」と答弁しており、今回の改正により、3才以上の未就学児について、外来の自己負担は原則無料となります。

（※委員会報告参照）

◆筑後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【全員賛成　原案可決】

21年1月1日から始まる「産科医療補償制度」のため、健康保険法施行令改正に合わせ条例の改正を行うものです。

出産一時金に3万円を加算して支給するもので、これを原資として制度に加入します。該当する出産の場合に「日本医療機能評価機構」から補償が行われます。

予算

◆平成20年度筑後市一般会計補正予算（第3号）

【全員賛成　原案可決】

一般会計を4億4,508万4,000円増額するものです。

今回の補正では耐震診断が必要とされている2中学校のうち、1中学校のみが診断を行うことになっています。「2校同時に行うべきではないか」との議員の質疑に対し、執行部からは「国の緊急対策で交付される金額には限度額があるため、その範囲内で行うには、2中学校のうち、優先度の高い方を先に行うこととした。残り1校は次年度の予算化を検討中である」との答弁がありました。

また、関連質疑として、市の財政の現状について、財政健全化計画に掲げた起債限度額に近づいており、慎重な事業運営を求める要請がありました。

◆平成20年度筑後市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

【全員賛成　原案可決】

460万円を増額するもので、保険給付費の決算見込みに伴う増額等です。

◆平成20年度後期高齢者医